

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年9月9日～2021年9月15日)

令和3年(2021年)9月17日

H E A D L I N E S	S
<p>政治 ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案が上院で否決 テルレツキ上院副議長による「Polexit」に関する発言 「共和党」党大会の実施 移民によるポーランドにおける国際保護申請数 EU残留・離脱に関する世論調査の結果 カチンスキ副首相兼PiS党首によるインタビュー ドゥダ大統領のハンガリー訪問 領域防衛軍の即応態勢強化 モラヴィエツキ首相とシュミハル・ウクライナ首相との会談 ラウ外相のワイマール・トライアングル外相会合への出席 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談 メルケル独首相のポーランド訪問 ラウ外相のラトビア訪問 ウズベキスタンへのワクチン供与 ドゥダ大統領のアライオロス・グループ大統領会合への出席</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話22 696 5005 「x 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等 ワルシャワ市内で抗議デモが開催 歩行者に対する交通事故が減少との調査結果 国家警察本部が全国の安全上の脅威を示す地図をHP上に掲示 南スーダン出身のサッカー選手が暴行被害 ベラルーシからの不法移民に関連する動向</p>	
<p>経済 「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案に関する議論 最低賃金引き上げに関する議論 政府、税制改革の修正を提案 税制改革に対する企業家の反応 7月の貿易収支 ポーランド国鉄の入札 天然ガスインフラに関する動向 ノルド・ストリーム2完成 炭鉱閉鎖に向けた欧州委員会との協議開始 洋上風力発電に関する各分野の協定 国営電力会社、国庫へ炭鉱等を売却する同意書に署名</p>	
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案が上院で否決【9日、16日】

9日、上院によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の審議・投票が行われ、賛成37票、反対53票、棄権3票で否決された。同改正案は下院に差し戻され、再審議・再投票が実施される見込みである。同改正案が下院で再可決されるためには、絶対過半数(231票)を確保する必要がある。

16日、シュロト大統領室長は、ドゥダ大統領は現在の形での同改正案に対しては拒否権を行使する用意があると述べた。

テルレツキ上院副議長による「Polexit」に関する発言【9日】

9日、テルレツキ上院副議長は、ポーランド南部カルパチで開催された経済フォーラムにおいて、ポーランドがEUに属し、ポーランドにとってEUが受け入れられるものであるためには、どのくらい協力できるのかを考えなければならないが、このままの状況が続くようであれば、抜本的な解決策を探さなければならないとして、「Polexit」を示唆するような発言をした。同日、モラヴィエツキ首相は、同上院副議長の発言について、「Polexit」に関して問うことは何もないとして、「Polexit」の可能性を否定した。

「共和党」党大会の実施【12日】

12日、「共和党」の党大会が実施され、これまでリーダーとして同党を率いてきたピエラン欧州議員が全会一致で党首に選出された。また、ラベンダ国有財産省次官が同党国家評議会議長に選任された。ピエラン党首は、連立協定について新しい文書が必要であり、同党は本件について「法と正義」(PiS)と協力していると述べたほか、連立協定の改訂は数週間以内に行われると宣言した。

移民によるポーランドにおける国際保護申請数【13日】

13日、ジェチポスポリタ紙は、今年初めから3,821人の移民がポーランドにおける国際保護を申請したと報じた。そのうち、アフガニスタン人が1,276人で最大であり、ベラルーシ人1,122人、ロシア人が666人であった。なお、2020年の国際保護申請数

は約2,800件、2019年は3,700件、2018年は3,800件であったという。

EU残留・離脱に関する世論調査の結果【14日、15日】

14日に発表された世論調査機関United Surveysが実施した調査によると、回答者のうち、88.1%の回答者がポーランドはEUに残留するべきであると考えており、EUから離脱するべきであると考えている回答者は7.1%にとどまった。また、「Polexit」は現実的なシナリオであるか否かという問いに対し、29.7%がはい、57.2%がいいえと回答した。

さらに、15日に発表された世論調査機関IBRISが実施した調査によると、回答者の68%はポーランドがEUに加盟していることについてメリットの方が大きいと考えており、デメリットの方が大きいと考えている回答者はわずか10%であった。

カチンスキ副首相兼PiS党首によるインタビュー【15日】

15日、ポーランド国営通信社(PAP)は、カチンスキ副首相兼PiS党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、「Polexit」はあり得ず、ポーランドがEUの加盟国であり続けるとともに、同時に主権国家であり続けることも望むと述べたほか、司法制度は加盟国の権限であり、介入の対象となってはならないと強調した。また、同党首は内閣改造・省庁再編に言及し、内閣改造が実施される予定はなく、変化が起こり得るとしてももうしばらく時間がかかると私見を述べ、空席となっている開発・技術大臣等の具体的な人事については、語るのは時期尚早であるとして詳細を述べることを避けた。さらに、同党首は、連立政権の利益は議会の任期を満了し、次期選挙において勝利することであると強調するとともに、自身の進退について、本年中の副首相からの辞任は考えておらず、同党首のプライオリティである国防や危機対応に関する法律制定作業について一定の目途が立った時点で党運営という本来の業務に戻るか否か考えると言った。その他、同党首は、放送法改正案に対するドゥダ大統領による拒否権行使の可能性について問われ、同大統領と協議し、説得すると述べた。

外交・安全保障

ドゥダ大統領のハンガリー訪問【9日】

9日、ドゥダ大統領は、ハンガリーのブダペストを訪問し、アーデル大統領と会談を行なった。両大統領は、インフラ協力や貿易関係、ポーランド・ベラルーシ間の国境情勢について議論した。ドゥダ大統領は、ベラルーシとの国境における状況について説明し、ポーランドは、EUとの国境を不法移民から守る義務があると強調した。また、ドゥダ大統領は、オルバーン・ハンガリー首相とも会談を行なった。

領域防衛軍の即応態勢強化【9日】

9日、ポーランド国防省は、ベラルーシとの国境付近の状況を受けて領域防衛軍部隊の即応態勢を強化することを決定した。領域防衛軍所属の兵士は6時間以内に出動することになる。

9月3日以降、既に二個の領域防衛旅団がベラルーシとの国境付近の非常事態が宣言された地域に展開して活動しているが、必要に応じて合計2万3千人の領域防衛軍が国境の防衛任務に従事することが可能となる。

モラヴィエツキ首相とシュミハル・ウクライナ首相との会談【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド南部カルパチで開催された経済フォーラムに出席したシュミハル・ウクライナ首相と会談し、二国間協力や国際情勢、歴史問題について議論した。モラヴィエツキ首相は、今日欧州が直面している安全保障上の課題、特にロシアによるハイブリッド戦について言及し、平和と繁栄への唯一の道は、自由と主権であると強調した。シュミハル首相は、ポーランドはこれまで、現在も、そしてこれからも、ウクライナの友人であり、自国の領土保全と主権を完全に支持していると述べた。また、同首相は、モラヴィエツキ首相と極めて建設的な会談が行われたことを嬉しく思うと述べ、両国は、二国間関係、戦略的パートナーシップに関する様々な問題を議論したと述べた。

ラウ外相のワイマール・トライアングル外相会合への出席【10日】

10日、ワイマール・トライアングル創設30周年記念会合が独ワイマールで開催され、ポーランドのラウ外相、ル・ドリアン仏外相、マース独外相が出席した。同会合において、アフガニスタン情勢、EUの対ロシア政策、ウクライナ情勢、地球規模課題とEUの発展の見通しなどについて議論された。外相らは、EUとベラルーシの国境における現在の状況は、ルカシェンカ大統領が意図的に作り出したという考えで一致した。ラウ外相は、ベラルーシ政府の行動は地域の不安定化を目的とした偽情報を含むハイブリッド戦の一環であると認識していると述べ、ベラルーシとの国境における危機に直面する中で重要なことは、欧州の連帯であると強調した。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行なった。主な議題は、ベラルーシのルカシェンカ政権によるEUの東側国境へのハイブリッド戦であり、ドゥダ大統領は、ポーランドとベラルーシの国境の状況について説明した。シュタインマイヤー大統領は、ルカシェンコ政権による政策は非難に値すると述べるとともに、同日行われたワイマール・トライアングル外相会合においてマース外相が示したポーランドへの支持を確認した。両大統領は、両国間及びEU内で、この問題に関する行動を緊密に調整する必要があることで合意した。

メルケル独首相のポーランド訪問【11日】

11日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したメルケル独首相と首脳会談を実施し、経済関係、国際安全保障、EU内の協力等について議論を行った。ベラルーシとの国境の状況について、モラヴィエツキ首相は、移民の圧力が高まっているにもかかわらず、ポーランドは自らが責任を負うEUのベラルーシとの外部国境の適切な保護を確保していることを強調した。また、同首相は、ポーランドと独の経済関係は非常に良好であり、ポーランドは独にとって重要なパートナーのひとつであると述べた。国際安全保障に関する議論の中で、同首相は、ポーランドが抑止力を持つために、欧州が軍事的に強くなることを支持していると述べ、経済的に強く、社会的に結束した欧州だけが、国際社会で強力なグローバル・プレーヤーとなることができると付言した。また、同首相は、ノルド・ストリーム2(NS2)の実施に関するポーランド政府の立場を改めて表明し、NS2は、エネルギー安全保障の観点からだけでなく、長期的な国家安全保障の観点からも捉えられており、中・東欧地域、特にウクライナの安全保障を犠牲にしていると述べた。

ラウ外相のラトビア訪問【13日】

13日、ラウ外相は、ブワシュチャク国防相と共にラトビアのリガを訪問し、ポーランド、リトアニア、ラトビア、エストニアによる外交・防衛担当大臣会合に参加した。同会合は、ベラルーシとロシアによる合同軍事演習やEU及びNATOの東側国境でベラルーシが行っている移民による圧力など、ハイブリッド戦が活発化している中で、地域の安全保障状況を議論し、NATOとEUのフォーラムでの活動を調整することを目的として行われた。ラウ外相は、同会合において、状況を注視しつつ、NATO同盟国とともに適切に対応する準備を続ける必要性について合意したことを強調した。また、同会合では、来年の首脳会議で採択されるNATOの新戦略概念の作成に向けた準備

の一環として、NATOの発展の方向性についても議論されたほか、EUの活動に関連して、ベラルーシの状況についても議論された。さらに、ラウ外相は、ポーランド軍がNATOの前方プレゼンスの一環としてラトビアに駐留していることについて言及し、ポーランドによるバルト諸国の安全保障へのコミットメントを強調した。

ウズベキスタンへのワクチン供与【14日】

14日、タシケントを訪問したソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、アフガニスタンからポーランドへの難民避難に協力したウズベキスタンに対し、ドゥダ大統領に代わって感謝の意を表し、新型コロナワクチンをウズベキスタンに供与した。今回供与されたのはアストラゼネカ社製ワクチン25万回分であった。タリバンによるアフガニスタンの占拠後、ポーランドと同盟国の国民及びアフガニスタン人関係者をカブールからワルシャワへと退避させる際に、ウズベキスタンは中継地となっていた。

治 安 等

ワルシャワ市内で抗議デモが開催【10日、11日】

10日、裁判所や検察庁の職員らがワルシャワ市内に集まり、処遇改善を政府に求める抗議集会・デモ行進を実施した。抗議者らは、上院、法務省及び首相府において、賃金の上昇を訴えた。

11日には、医師や看護師を始めとする医療関係者がワルシャワ中心部に集まり、午前11時半頃から午後4時頃までにかけて、処遇改善を政府に求める抗議集会・デモ行進を実施した。抗議者らは、保健省、大統領府、下院、首相府などにおいて自らの主張を訴えた。主催者によると、3万人から4万人が本抗議デモに参加したという。

歩行者に対する交通事故が減少との調査結果【13日】

13日、自動車交通研究所は、本年6月1日に道路交通法が改正されたことにより、歩行者を巻き込む交通事故が減少しているとする調査結果を発表した。同研究所は、過去4年間における6月のデータを比較したところ、2018年における交通事故件数が201件、2019年が180件、2020年が132件だったのに対し、2021年は140件であったとした。また、死亡者については、2018年が12名、2019年が15名、2020年が6名であったのに対し、2021年は5名であったという。同研究所は、2020年のデータについては、新型コロナウイルス感染症の影響により数値が抑制されているため、2018年及び2019年と比較対象として適切であると付言した。他方、一部報道機関は、交通違反に対する罰金は大幅に増加しているとして、ポーランドの道路は、EUで最も危険な道路の1つであると指摘している。

ドゥダ大統領のアライオロス・グループ大統領会合への出席【14日】

14日、ドゥダ大統領は、ローマで開催された第16回アライオロス・グループ大統領会合に出席した。ドゥダ大統領は、EUの将来についての議論は、「戦略的自律性」という概念についての考察であり、EUが影響力のある重要なグローバル・プレーヤーになるためには何が重要かという問いに答える試みでもあると強調した。同大統領は、この文脈において、NATOの役割やトランスアトランティック関係の重視、EUによるオープン・ドア・ポリシーの追求、EUにおける国民国家の尊重の重要性について指摘した。アライオロス・グループは、2003年に当時のサンパイオ・ポルトガル大統領によって設立され、オーストリア、フィンランド、独、ラトビア、ポーランド、ポルトガル、ハンガリー、イタリアの大統領が参加している。

国家警察本部が全国の安全上の脅威を示す地図をHP上に掲示【14日】

国家警察本部は、HP上において、安全上の脅威が発生した場所を地図上に示すアプリケーションを公開している。同アプリにおいては、破壊行為や駐車違反、ゴミの不法投棄といった事案がいつどこで発生したかを地図上で確認できる。

南スーダン出身のサッカー選手が暴行被害【14日】

14日、ポズナン市警察本部は、地元のサッカーチームに所属する南スーダン出身の選手が暴行を受け、病院に入院する事案が発生したと発表した。警察の捜査により、同選手に暴行を加えた6名全員は既に拘束されている。被害者のサッカー選手によると、6名が暴行を加えた理由は、差別的な動機に起因するという。同選手は、南スーダン出身のウガンダ育ちで、留学のためにポーランドに来ていた。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【9月16日】

16日、内務・行政省のヴォンシク副大臣は、ポーランドとベラルーシとの国境の状況について、EU東側外部国境における圧力は、ベラルーシ当局による組織的な行動であると述べた。同副大臣は、9月1日から12日までの間における当該地域で発生した不法越境未遂件数が既に2,260件に達していると指摘したほか、本年1月1日から9月12日までの間にベラルーシ側からポーランドに不法越境した者が1,481名おり、その半数がイラク人であったと明らかにした。また、不法越境を行った人物をベラルーシ側に

再入国させることを定めた協定があったが、ベラルーシ側が本年6月末に当該協定を終了する手続きを開始したと述べた。国境沿いに建設されているフェンスについて、らせん状のフェンスが既に113キ

ロに渡って設置されており、高さ2.5メートルのフェンスも57キロに渡って建設されたことを明らかにした。

経 済

経済政策

「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案に関する議論【10日】

国有財産省は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の一環として検討されている、大企業を対象とした収益税(ミニマム税とも呼ばれ、収益の0.4%、受動的支出の10%を課税)について、国営企業に多大な負担を課すものであるとして反対している。財務省は、新税に関して、膨大な収益を上げているにもかかわらず、国外に資金を移転する等してポーランドに納税していない企業の税逃れを防止するものであり、ポーランドで実際に資本支出がある企業は対象ではないと説明している。しかし、国有財産省は、本件措置により対象となる国営企業が17社もあり、その追加負担は3億7,900万ズロチに上る見込みであると指摘している。

賃金は1,750ズロチであったと言及し、近年のポーランドの経済成長にかかる政府の政策を賞賛した。なお、6月中旬に政府が提出した案では、それぞれ3,100ズロチ、19,60ズロチへの引上げが提案されていた。

政府、税制改革の修正を提案【15日】

政府は、「Polish Deal」の税制改革の修正提案を行った。同案において、企業を対象とした新税の対象外となるのは、鉱業、航空業、エネルギー部門である。これにより、KGHM(ポーランド国営精銅採掘会社)やポーランド航空(LOT)等の国営企業は実質的には課税対象外となると見込まれている。

税制改革に対する企業家の反応【15日】

企業家評議会に所属する雇用者団体は「Polish Deal」の税制改革を批判している。同団体は、政府が協議の際に出された企業家の意見を考慮せずに法案を修正したと主張し、その事例として、特に企業を対象としたミニマム税を取りあげた。企業家評議会は、より公平な税制について議論する用意があるとしつつ、数年間にわたる法制度をこれ以上複雑化せず、法律の発表から施行までに十分な期間を設けるといった内容を含む「経済協定」を政府との間で署名することを求めている。

最低賃金引き上げに関する議論【14日】

マロング家族・社会政策大臣によると、閣僚評議会は2022年に法定最低賃金を現在の2,800ズロチから3,010ズロチに、最低時給を現在の18.30ズロチから19.70ズロチに引き上げる案を採択した。同大臣は、これにより世帯は総額46億ズロチの追加所得を得ることとなり、最低賃金は2015年と比較して72%上昇すると述べた。モラヴィエツキ首相は、2015年に「法と正義」(PiS)が政権を握る前の最低

マクロ経済動向・統計

7月の貿易収支【13日】

ポーランド中央銀行によれば、7月の輸出は1,020億ズロチ(対前年同月比16.5%増)、輸入は1,052億ズロチ(対前年同月比25.1%増)で、32億ズ

ロチの貿易赤字となった。貿易赤字が生じたのは2020年4月以来で、2018年12月以降最大となった。輸入の急増は、原油など原材料費の高騰が主な要因で、内需の強さも示している。

ポーランド産業動向

ポーランド国鉄の入札【14日】

ポーランド国鉄の子会社であるPKP PLKは、これまでに17億ズロチ相当の鉄道近代化に向けた入札公告を行い、年末までに更に14億ズロチの入札公告を行う予定であるが、合計170億ズロチを投入し、60の入札公告を行うこととしていた以前の計画に比べて非常に少なくなっている。ビテル・インフラ副

大臣は、2030年までのEU側からの鉄道投資はEU基金へのアクセス、プロジェクトの準備、評価及び選択に関する規則に依存すると説明した。インフラ省と同社は、ポーランドの国家復興計画(KPO)が欧州委員会によって採択されれば、2021年に更に多くの入札を開始できるが、欧州委員会とポーランド政府の対立が困難にさせているとしている。

エネルギー・環境

天然ガスインフラに関する動向【10日】

カルパチで開催された経済フォーラムの討論において、ナイススキ戦略エネルギーインフラ政府全権委員は、バルト海パイプラインの建設とシフィノウィンチェのガスターミナル拡張の両方が、ヤマルパイプラインの契約終了となる2022年12月までに完了すると述べた。また、ポーランドは多様なガス資源にアクセスすることとなり、ロシアの政治家が外交ツールとしてガスを利用しないことが保障されるまで、ポーランドはロシアのガスを疑って扱うだろうと述べた。

ノルド・ストリーム2完成【11日】

11日、露ガスプロム社は、ノルド・ストリーム2パイプラインの建設が完了し、2か月後に操業を開始すると発表した。同パイプラインの容量は年間55億立方メートルとなる。

炭鉱閉鎖に向けた欧州委員会との協議開始【13日】

ソボン国有財産副大臣は、13日に欧州委員会との間で、炭鉱閉鎖に向けた協議を開始したと述べた。政府は2022年にも炭鉱部門への国家補償プログラムを開始したい意向であるという。政府は本年5月に炭鉱労働組合と社会協定に合意したが、当該協定に含まれる炭鉱部門への支援プログラムについて、欧州委員会の合意を得る必要がある。

洋上風力発電に関する各分野の協定【15日】

15日、ポーランドの洋上風力発電分野の発展を支援する協定が、政府、地方自治体、企業、高等教

育機関及びNGOにより署名された。洋上風力発電のサプライチェーンでローカルコンテンツを最大化する狙いがある。クルティカ気候・環境大臣は、このような協定はEU内で初めて署名され、歴史的なものとして位置づけられるとした上で、政府、自治体、企業間の安定的な協力により、2030年までに5,900MWの能力をもつ洋上風力発電所がポーランドにできることを期待していると述べた。また、ジスカ気候・環境副大臣兼再生可能エネルギー源政府全権委員は、洋上風力発電所は、ポーランド経済の産業分野、輸送分野、その他多くの分野に燃料を供給するグリーン水素の生産も可能となると指摘した。

国営電力会社、国庫へ炭鉱等売却する同意書に署名【15日】

国営電力会社(Tauron)は、3つの炭鉱(Brzeszcze、Janina、Sobieski)を含む、無煙炭の採掘、加工、販売を行う関連会社(Tauron Wydobycie)の株式を100%国庫に売却する同意書に署名した。取引の時期や条件は未定だが、同社の評価は第三者が行うことで合意している。今署名は、ポーランドの鉱業部門の再建に向けた前哨戦とされ、年内には、PGG社とWęłoks Kraj社を国庫が買収し、2022年に公的支援を行うことが既に決定している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになってきています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日（月）から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日（金）～12月5日（日）】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【9月15日（水）～29日（水）】

グダンスク市のシフィエントペウカ公園にて、社会福祉法人福田会主催の「シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所：グダンスク市、Park Świętopetka

詳細：<https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

【予定】第34回欧州極真空手選手権【9月24日（金）～25日（土）】

シフィノウィシチェ市にて、シフィノウィシチェ市極真空手アカデミー主催の『第34回欧州極真空手選手権』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所：スポーツ会場「Uznam Arena」、ul. Grodzka 5, 72-600 Świnoujście

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)